

赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業に係るプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和5年9月25日

赤磐市長 友 實 武 則

1 事業概要

- (1) 事業名 赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業
- (2) 事業内容 別紙「赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業に係る仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様は受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
ただし、設置後の運用については令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）
 - ① 電気自動車用急速充電器設置工事費（既設の急速充電器の撤去等費用を含む）
7,700,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
 - ② 年間運用費（「決済サービス利用料」・「管理・運営費」の合計額）
352,000円／年（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格要件

単体企業で、次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去5年間（平成30年度～令和4年度）に、電気自動車用急速充電器設置に関する工事、または管理・運営の受託実績があること。
- (7) 仕様書の要件に対応できること。
- (8) 国税及び地方税を完納している者であること。

3 評価基準

別紙のとおり

4 担当部署

〒709-0721 岡山県赤磐市桜が丘東5丁目5番地391

赤磐市桜が丘いきいき交流センター

TEL: 086-995-9321

FAX: 086-995-9322

E-mail: k-sakuragaoka@city.akaiwa.lg.jp

5 手続き等

(1) 関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和5年9月25日(月)から令和5年10月3日(火)まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 電子データのダウンロード

(2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和5年10月3日(火)午後5時15分必着

イ 場 所 赤磐市桜が丘いきいき交流センター

(〒709-0721 岡山県赤磐市桜が丘東5丁目5番地391)

ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残るものに限る。)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和5年10月19日(木)午後5時15分必着

イ 場 所 赤磐市桜が丘いきいき交流センター

(〒709-0721 岡山県赤磐市桜が丘東5丁目5番地391)

ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残るものに限る。)

(4) 仕様書等に関する質問に関する事項

ア 受付期間 令和5年9月25日(月)から令和5年10月3日(火)午後5時15分まで

イ 方 法 電子メールまたは書面

ウ 回 答 令和5年10月5日(木)までに赤磐市ホームページ内にて公開する。

(5) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予定日時 令和5年10月24日(火)実施時間は別途通知を行う。

イ 実施場所 提案参加者に別途通知を行う。

ウ 実施内容 1事業者につき30分以内(概ねプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とする。

6 その他

詳細については、「赤磐市桜が丘いきいき交流センター電気自動車用急速充電器更新・運営事業プロポーザル実施説明書」による。